

# 平成18年第4回南会津町議会臨時会 第1日

## 議事日程（第1号）

平成18年11月27日（月曜日）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第100号 専決処分について

専決第28号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第2号）

日程第 4 報告第6号 専決処分の報告について

専決第29号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更について

日程第 5 議案第101号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第102号 南会津町議會議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第103号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第104号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 西部環境衛生組合議會議員の補欠選挙について

日程第 10 議員提出議案第13号 県立南会津病院整形外科の常勤医師の確保について

## 出席議員（48名）

1番	楠	正	次	議員	2番	内	藤	孝	議員
3番	渡	部	優	議員	4番	山	内	政	議員
5番	高	野	精	一	議員	6番	馬	場	信
7番	湯	田	秀	春	議員	8番	大	宅	作
9番	渡	部	忠	雄	議員	10番	星	光	吉
11番	目	黒	幸	雄	議員	12番	菅	家	弘
13番	星	登	志	一	議員	14番	平	野	議員
16番	渡	部	東	議員	17番	湯	田	賢	太朗

18番	芳賀	芳一	議員	19番	芳賀沼	順利	議員
20番	星	和男	議員	21番	星	昌喜	議員
22番	星	茂美	議員	23番	平野	豊	議員
24番	湯	直喜	議員	25番	森平	五十嵐	議員
26番	星	昌伸	議員	27番	五十嵐	司正	議員
28番	渡	幸治	議員	29番	酒井	純昭	議員
30番	平	修一	議員	31番	阿久津	次郎進	議員
32番	大	竹幸	議員	34番	渡星	吉康	議員
35番	平	虎虎	議員	36番	島謙	一郎	議員
37番	馬	清雄	議員	38番	河謙	勝利	議員
39番	月	和行	議員	40番	田利	苗衛	議員
41番	星	祥信	議員	42番	渡苗	強	議員
43番	村	民重	議員	44番	井山	壽明	議員
45番	湊	幹夫	議員	46番	児		
47番	馬	秀男	議員	48番			
49番	大	卓	議員	50番			

#### 欠席議員

なし

#### 説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝	助役	役長
五十嵐廣	町役員	横山恒	教員	教育
宍戸秀樹	直轄政策室長	渡部俊	務員	課長
湯田タマイ	会計室長	酒井浩	伊南総合支所長	
星安晴	館岩総合支所長	星藏	企画観光課長	
五十嵐竹則	南郷総合支所長	菊地廣	政新	
星光幸	税務課長	森秀	六一	
室井裕	健康福祉課長	児忠	男夫	
舟木平藏	建設課長	横山	孝	
湯田順一	農業委員会事務局長	長沼芳樹	生涯學習課長	
			学校教育課長	

#### 事務局職員出席者

澤田洋一 事務局長 酒井直伸 書記

開会 午前 10 時 00 分

◎ 開会の宣告

○議長 おはようございます。本日は、大変ご苦労様です。

只今の出席議員は、48名であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成 18 年 第 4 回 南会津町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

---

◆

---

◎ 議事日程の報告

○議長 本日の議事日程は、お手元にご配布のとおりであります。

---

◆

---

◎ 会議録署名議員

○議長 日程 第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により 11 番 目黒幸雄君、12 番 菅家幸弘君を指名いたします。

---

◆

---

◎ 会期の決定

○議長 次に、日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。

---

◆

---

◎ 議長報告

○議長 ここで、議長より報告します。去る 10 月 11 日阿久津梅夫君から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので地方自治法第 126 条の規定により 10 月 12 日許可いたしましたので報告をいたします。

---



#### ◎人事異動による異動職員紹介

○議長 次に、執行部より、11 月 1 日付けの人事異動による異動職員について、紹介したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可いたします。

助役。

[助役、生涯学習課長を紹介]



#### ◎専決処分について

○議長 次に、日程第 3 議案第 100 号 専決処分について  
専決第 28 号 平成 18 年度 南会津町一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

○議長 提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 平成 18 年第 4 回南会津町議会臨時会を召集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

今臨時会でご審議いただきます議案等につきましては、専決処分 1 件、給与改定等議案 4 件及び報告 1 件のご議決をいただくものであります。

それでは各議案の提案理由の説明を申し上げますのでよろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議案第 100 号 専決処分について、ご説明を申し上げます。

本案は、前福島県知事の辞職に伴い、去る 10 月 26 日告示、11 月 12 日投票が行われました福島県知事選挙に係る選挙執行経費について、急施を要することから補正予算を 10 月 2 日に専決処分したものであります。

それでは、専決第 28 号 平成 18 年度南会津町一般会計補正予算(第 2 号)について、

ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 2,650 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 8,902 万円としたものであります。

歳入が、第 15 款 県支出金に、福島県知事選挙事務委託金として、2,650 万円を計上したものであります。

歳出が、第 2 款 総務費に、福島県知事選挙執行経費として 2,760 万円を計上し、第 14 款 予備費で 110 万円を減額したものであります。

以上、ご提案申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご承認くださるようお願いを申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

23 番 平野昌盛君。

○平野昌盛議員 県知事選挙の費用は全額県から交付されるものと思っておりますが、予備費から 110 万円分けられたようです。これは備品購入費に当たられたものと思いますが、その備品購入費としては、どのようなものを買われたのかその品名だけを教えていただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただ今のお質しにお答えいたします。備品購入費の品名ということでございますので申し上げさせていただきます。まず期日前投票事務用のパソコン、これは各支所にもございますので 4 台を配置させていただきました。それから暖房器具が不足した部分について石油ストーブの購入をさせていただきました。それから自動帳合機ということで製本機の購入させていただきました。並びに記載台の補充をさせていただきました。以上でございます。

○議長 他にございませんか。

質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。



◎専決処分の報告について

○議長 次に、日程第4 報告第6号 専決処分の報告について 専決第29号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 報告第6号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をしたため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分した事項は、専決第29号福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更についてであります。構成団体である本宮町と白沢村が平成19年1月1日付けで合併し、本宮市となることに伴い、地方自治法の規定に基づき、構成団体である当町に対し協議があり異議がないことについて専決処分したものであります。

以上、ご報告申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 質疑を終結いたします。

これをもって、専決第29号の報告を終わります。



◎議案第101号、102号、103号、104号の質疑、討論、採決

○議長 次に、関連がありますので、日程第5 議案第101号南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第102号南会津町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第103号南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第104号南会津町教

育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を、一括して議題といたします。

○議長 提出者より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 議案第 101 号南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 102 号南会津町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 103 号南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第 104 号南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、同様の改正内容でありますので、一括してご説明を申し上げます。

これらは、福島県人事委員会における職員の給与改定の勧告がなされたことに伴い、これに準じて、町職員、議会議員及び町長等特別職の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものであります。

その内容は、12 月期分の期末手当の支給月数を 0.05 月引き下げて、職員にあっては 1.6 月から 1.55 月として年間支給月数を 2.95 月とするものであります。なお、議会議員及び町長等特別職にあっては 1.75 月から 1.7 月として年間支給月数を 3.3 月とするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

○議長 ただちに質疑に入ります。 質疑ありませんか。

32 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 3 点程質問いたします。まず 1 点目でありますが、ここ何年か 11 月の末になりますとこういった議案が出てまいりますが、4、5 年前からだったと思いますがその都度どんな風になっているか、もし把握していれば伺いたいと思います。例えば平成 15 年は 0.05 上ったとか下がったとか分かれば伺いたいと思います。更に本年については 0.05 の引き下げによって職員の場合どのくらいの額が引き下げになるのか伺いたいと思います。

2 つ目は、引き下げでありますから労働組合の方とも話し合ったと思うんですが労働組合との話合いの結果はどうだったのか伺いたい。3 点目は今回の人事院勧告、新聞などで見ますと勧告の基礎になる計算、従来 100 人以上の企業の実態を計算したとなっているが、今年に関しては 50 人以上の企業の給料を基に計算したと計算方法が変わったんですね。そういうことについて今回説明はなかったんですが、町のほうには説明があったんだろうと思いますが、その辺どんな風になっているか伺いたいと思います。

○議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 まず、人勧に基づく手当等の改正が以前からここ 5 年間位どのような状況であったかと言うお質しでした。職員についてまず申し上げさせていただきますが、手元に 4 年ほどの資料がございますので、平成 14 年度につきましては期末手当で申し上げますと 6 月期が 1.55 月、12 月期が 1.7 月で合わせて 3.25 月、平成 15 年度の内容でございますが 6 月期が 1.4 月 12 月期が 1.6 月で 3.0 月、ここで 0.25 月の減少となってございます。平成 16 年度でございますが 6 月期が 1.4 月、12 月期が 1.6 月で 3.0 月で変ってございません。それから平成 17 年度が 6 月期が 1.4 月、12 月期が 1.6 月で 3.0 月で変ってございません。これが期末手当の状況でございます。

続きまして、今年度 0.05 の引き下げがあった場合に職員でどの位下がるのかと言った内容ですが、1 人当りの額で申し上げますと、これは平成 18 年度の給与実態調査に基づく職員給与の平均で求めました。その中で 43.4 歳係長相当職の年代でございます。その場合に給与月額で平均で 335,275 円ということで算定いたしまして、1 人当りで 19,440 円程減額になるということでございます。あわせまして一般職で全体で見て見ますと約 604 万円ほどの減少になると推計をしてございます。

続きまして、労働組合との話合いはどうだったのかとお尋ねでございますが、これを提案いたす前に町の職員組合との交渉と言いますか提案を申し上げまして承認をいただいてございます。

続きまして、人事委員会の勧告のこの勧告に当つての算定基礎の計算方法でございますが、これにつきましては議員さんの質しのとおり、今年度より職員給与と民間給与との比較方法の見直しがございまして比較対象企業を 100 人以上から 50 人以上に変更したということでございます。これらにつきましては、今回の福島県の人事院の勧告に基づく算定内容としまして本町でも資料としては確認をしてございます。以上でございます。

○議長 32 番大竹幸一君。

○大竹幸一議員 実態は分かりました。そこで伺いたいのは、3 点目に質問した 50 人以下の企業の計算を基に今度は比較するということでございますが、それは南会津町の職員は 300 人くらいですか、そうすると実態に合っていないと思うんですよ、やはり小さい企業の数字をもってくれば一般的には給料が下がるというのは分かる訳でありますから、そうした低い資料を持ってくると、そしてこちらと比べれば非常に比べにならないと私は思うんですね。そこについて疑問に思わなかったのかと私は思うんですね。そこで今回の状況なんか新聞で見ると、この

人事委員会で引き下げを勧告したというのは福島県など 4 つの県だと、後それ以外の県ではみな上げた県もあるし据え置きだということですね。そういう中で県の勧告がそうちからやむを得ないと言うこともありますけども、しかし私は実態にあっていないと言う疑問は持たなかつたのかそこを伺います。

○議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 この引き下げの勧告について町は疑問を持たなかつたのかと言うお質しであったかと思います。本町といたしましては、人事委員会等設置してございません。

したがいまして、福島県人事委員会等の勧告についてはこれらを尊重して公務員給与の調査等を参考に適切な改定を行うことが重要かと認識してございます。したがいまして、今回につきましては改定に当つてそれらの今まで議員さんがお質しにございますようなことを踏まえまして他町村の動向、更には職員組合と協議をするなどして調整をしてまいりまして今議会に提案をしたことでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 32 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 そういう認識であることは分かりましたが、大変私の認識とは違うなと思っております。そこでもう一つ、先程労働組合が了承を得たと言うお話をしましたが、労働組合についても私の聞いた範囲ではやはり本当は反対だと、しかしながら来年の 4 月からこの勧告の中に入っている子供の手当で、そういうものが引き上げになつたり、あるいは今現在非常に通勤手当ガソリン代あがっているものですから、そういうものが引き上げられるということ期待してその辺との兼ね合いでやむ得ず承諾したと私は聞いておりますが、決して納得している訳ではないと言ふんですね。ですから、しかもこの公務員の給料と言うのは一般的にこの高い高いと言われますけれども、ある意味では引っ張っている面もある訳ですからね。それを引き下げるということには大変問題があるなと思っている訳なんですが、その辺の公務員の給料を引き下げる原因になる訳ですが、その公務員給料の及ぼす影響についてどう考えているか伺います。

○議長 町長。

○町長 お答えをいたします。ただ今それぞれの意見として頂戴をいたしました。私も部分的に見れば同調する部分もございます。しかし私たちが様々な問題を判断し決定をする場合に疑問に思わない事項は殆どないと言っていいと思いますし、また納得するかしないかと言う問題もですね相手方があれば必ずそこには違いが生じます。そんな中で人事院として勧告をされたその意義、あるいは実態これらが変化をせざるを得なかつた。変えなければいけなかつた。

その内容との精査もしなければならない。あわせてお質しのように実際に現場の第一線で働くものが安心をして町民の奉仕者として仕事を遂行する場合の環境づくりにも十分配慮しなければならない。そういう意味ではこの引き下げがどのような影響を及ぼすかと言うことも十分私どもは受け止めさせていただきました。そんな中で組合の方と十分な時間をとって話をしながら、それぞれ今南会津町が置かれたそういう状況をかんがみると、この際県の人事院に準じて引き下げを行うことが妥当であるとこういうことで、まったくすっきり納得した訳ではありませんがそれでもより相互の理解は深められた中で合意をいただいたとこういうふうに理解をしているところでございますので、どうぞ今回の提案の内容についてはご理解をいただきたい。こんなふうに思っております。

○議長 他にございませんか。10番 星光久君。

○星光久議員 私も納得いかない部分が数点ありますので、今課長が言ったように今までですと基準民間の 100 人から今年は 50 人に減ったというので、50 人に減っての比較はいいのですが民間との給料の差がそれでは何ぼあったか、差がいくらだったか、それと含めて 4 月から相当のガソリン代通勤手当に直接ぶっているし、灯油代、通勤しね人だって、これ相当上がつていんの、そういう形で 0.05 か月分ちゅう金額は職員給与で 1 万 9 千何がしだとなってんだけども、相当のダメージちゅうか給与のダウンが、ここ数年間上がっていませんから、その中で毎年こういう形で引き下げて行っている中でこういう県としてもまだ決まっていないのね、これ新聞報道など見ると 29 日に新聞報道でやる形になっているのだけれども、県に先立ってなんでこれやらなければならないのか、その辺 1 点。そしてこの 40 歳年齢で 19,440 円と言うのだけれどもこれがきっかけで町の納税がどのように変わっていくのか、ちょっとしたことで、ものすごく変わると思うの、給与体系だから我々議員もあるし、すべて職員なるし税金の差これ相当出つと思うの、南会津町になってこれから民間だのなんだのいろんな形の中で模範になんなくてはならないのな、ただ給料下げるだけが模範でないもんですから、これもやっぱり地場産業の景気を良くする、又は社員の給与も引き上げる中での参考になつと思うの、折角南会津町新しくなってがらのやつだから下げんのにやっきになつていなくてもいいと思うの。さつき言った見たく全国で 4 県だけ、なんで実施しなければならない県さ手あげんなんないのか、中でも県の議会の中でもまだ入つてないやつ、町村の段階でなぜやんなんない。

その辺お伺いします。

○議長 町長。

○町長 お答えいたします。今回の引き下げなぜやらなければならなかつたのかと言うことでございますが、いくつか視点がございましたけれども確かに先程大竹議員の方からもお質しがありましたので、それぞれ影響するその内容については承知をしております。いい影響悪い影響ございますが関連性がございますので、いわゆるその悪いといわれるような影響も懸念されることは事実私の中では考えておりました。しかし私がこれまで合併をしてそれぞれの地域でそれぞれの領域の方々と懇談会を持って参りました。タベも商工会の青年部の皆さんと懇談を持ちました。そういう懇談会を通して出てくる町民感情としては特に自営業者あるいは農林業者については、今ほとんど期末の分のボーナスない状態なんです。このことについて私たちも努力足りない部分あったかもしれない。しかし私たちは一方で納税者である。こういう方々の気持ちにも十分配慮した時に、これから南会津町が本当の意味で農林業も商工業もいわゆる雇用が安定し、更に経済が東京発信の経済でなくて地方発の経済を起こそうということで今取り組みを進めています。そんな中で役場の職員よくやったとこう言われるよう心を一つにして頑張ろうということをやっております。そんな中で確かにガソリンの値段が高騰して、これまでの通勤手当では本当に十分でない。あるいは負担が大きくなってきてているこの実態も実は組合の方と内々話を進めておりました。しかし、今回についてはそう言う事、町の情勢を考えるとやはりここは県の勧告に準じて私たちの姿勢示したい。そう言うこともお願いをしまして組合の方で合意をいただいたと、こう言うことでどうぞその辺は十分にお察しをいただきて、今回の件についてご配慮をいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただ今の町長の答弁の他にございました、まず給与の差はいくらであつたかと言う内容でございますが、県の人事委員会の資料によりますと職員給与と民間給与の月額につきましては差額としまして職員の給与の方が 685 円高いと言う事で給与月額については今回の改正は見送られたと言う内容となってございます。

それから、納税者の関係もお質しございました。これが税額でどの位になるのかといったお質しでございましたんですが、これにつきましては手元に資料を持っていませんで申し訳ございませんがご了承いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 10番 星光久君。

○星光久議員 そうすると、月にして 685 円と言うのは 50 人の職場を対象にした職場が、差が 685 円と、これ 100 人を今までどおり 100 人を対象とした職場だったら逆に私はマイナスでないのかなと思うの、そういう形で人事院に従ってこれから頑張るんだと言う中身もあったけれど

も、我々はこういう形で低い低い去年までは高かったからこん度まだ一ランク落としてまた今度そのところと比較してみつべど、こういうやり方しられたんでは給料取り、ようするに公務員部分の中で大変なこれ中身になるし、今後の問題についてもこれ折角の地域の模範ですのでそういうことも含めて、納税の方については後からと言う、調査ないので分からないからこれは結構なんですが、そう言うことで我々も納得する部分ではないんですが、そう言うことで一応私の質問は終わるしかないのかなと思うんです。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 答弁は必要ないですか。

他に質疑ございませんか。質疑を終わります。

これより1議案ごとに採決に入ります。

○議長 議案第 101 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

32 番 大竹幸一君。

○大竹幸一議員 私は 101 号の議案につきまして、反対の討論を行います。

この 101 号については職員の生活給でございますからそれ以外の 102 号、103 号との議案とは性格が違うというふうに考えている訳であります。この反対する1つの理由はやはり議案に対する説明が非常に不十分であるというのが第1点目の大きな理由であります。

新旧対照表もらいましたが、そこにはほんの1部しか書いてないと、そして先ほども言いましたように新聞報道等で見れば、今回の国の人事院勧告それから県の人事院勧告、それについては全国でボーナスのマイナスにつきましては福島県などの4県しかやっていないという実態があると、更に又非常に問題があるのは先ほども言いましたが従来の 100 人以上の企業で計算してきたものを今度は 50 人以上で計算対象を引き下げるという問題があるわけであります。そしてしこれが引き下げないで 100 人以上の規模でもって計算していれば実は月給では 1.12 パーセント上ると、それからボーナスでは 0.05 逆に上がるという計算があるんです。ですから、こうしたことをしないでこの 50 人の企業で引き下げてそしてボーナスを下げるというのは本当にこれは大きな問題があると言うふうに思っております。

こうした観点から私はこの職員の議案については反対をするものであります。

○議長 次に賛成者の発言を許します。

42 番 君島勝美君。

○君島勝美議員 私はこの案件については賛成をするものでありますが、今この新しい町をつくって新しい町長が誕生し、公務員の方々も我慢をして、なんて言ったって新しい町をよりよく

するにはこれを公務員の方々に我慢をしていただきなければならない。それには給料が下がっても頑張っていい町を将来子供のため孫のためにすることがこの新しい町だと思います。そして隣の県がやらない、隣の県がやるからといってまねをしてやるような町づくりは私はしてほしくない。新しい町長になった以上は町長の判断であり、そして執行部の方々が共に議論を当然ここに出てくるまでには数回に渡り議論をしていると思います。その議論の結果こういう議案に出てきている訳ですからこれを我々は賛成し、そしてより良い町をつくってもらうには公務員の方々にも我慢をしてもらって、今、土建業であります今年の春1,000円から手間下がつております。そして25日間働きたいと思っても20日くらいしか働けなくても一般の労務者は頑張っている。だから公務員は自ら頑張ってそれだけの金が下がっても保障されている訳ですから何年間と、やはり公務員の方々には我慢をしてもらって、私はこの案件につきましては賛成をするものであります。終わります。

○議長 次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。ないようですので討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第101号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

よって、議案第101号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第102号 南会津町議會議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 103 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 104 号南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 討論なしと認めます。これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。



#### ◎西部環境衛生組合議会議員の補欠選挙

○議長 次に日程第 9 西部環境衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

本件は、旧館岩村より選任されておりました阿久津梅夫議員の辞職に伴うもの、で選挙する議員の数は 1 名であります。

本議員の選任に当たりましては、先の議員懇談会の申し合わせにより、旧館岩村議員 3 名、旧伊南村議員 3 名、旧南郷村議員 4 名、をもって充てることになっております。

○議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法 第 118 条 第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は 指名推薦によることに決定いたしました。

○議長 続いてお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。 よって、議長から指名することに決定いたしました。

○議長 それでは、西部環境衛生組合議会議員に、42番 君島勝美君を指名いたします。

○議長 お諮りいたします。

只今、指名しました42番 君島勝美君を、西部環境衛生組合議会議員の当選人と定める  
ことに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 異議なしと認めます。

よって、只今、指名しました42番 君島勝美君が西部環境衛生組合議会議員に当選されました。

○議長 只今、当選されました42番 君島勝美君が議場におられますので、会議規則第33  
条第2項の規定による告知をいたします。

以上で、この選挙を終わります。



#### ◎県立南会津病院整形外科の常勤医師の確保について

○議長 次に、日程第10 議員提出議案 第13号 県立南会津病院整形外科の常勤医師の  
確保についてを議題といたします。

○議長 提出者より、提案理由の説明を求めます。

渡部昌仲君。

○渡部昌仲議員 ただ今 議題となりました、県立南会津病院整形外科の常勤医師の確保に  
ついて、要望書の朗読により提案理由の説明とさせていただきます。

県立南会津病院は、神奈川県の面積に匹敵する広大な南会津郡に設置された唯一の病院  
として、地域医療の中核的な役割と救急告示病院として救急医療施設の役割を担っています。

また、山岳が多く豪雪地帯であるため、登山やウインターポーツによる負傷者の一次受け入れ病院としての重要な役割も担っています。

しかし、平成18年4月からは常勤の整形外科医師2名が不在となり、非常勤医師1名による毎週木・金曜日と隔週水曜日の診察となりました。

県のご尽力により、10月16日からは応援医師による毎週月曜日の診察もできるようになりましたが、1人医師体制での診療実態は患者にとっても医師にとっても非常に過酷なものとなっています。

常勤医師が不在のため入院も手術も出来ない状況にあり、これらの場合は片道2時間近くかけて会津若松市内の病院へ行かなければならず、患者の大半を占める高齢者にはかなりの負担となります。また、これから冬季間は、郡内6スキー場に60万人近いスキー客が訪れます。当然事故も多くなり整形外科への救急搬送も増えますが、手術・入院が必要な場合は会津若松市内の病院へ雪道を往復4時間近くかけて搬送することとなり、その間救急車も不在となることから、少子高齢化の進む当地域住民の救急医療にも支障をきたすのではないかと不安が増大しています。

地域住民の健康・生命を守り、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現にとって、南会津病院は極めて重要な存在であります。県内全域で医師が不足していることは思いますが、南会津地域住民の意をおくみ取りいただき、早急に整形外科医師の常勤2名体制を図られることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成18年11月27日 福島県南会津郡南会津町議会

なお、これまでの要望等の経過や診療体制の変遷については、お手元に配布しました資料をご覧ください。

以上、ご理解をいただきまして、ご決定くださいますようお願いを申しあげます。

○議長 ただちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声により]

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。



#### ◎閉会の宣告

○議長 これをもって、本臨時会に付議されました 案件の審議は終了いたしました。

以上を持ちまして、平成 18 年 第 4 回 南会津町議会 臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議 まことにありがとうございました。

閉会 午前10時55分

